

## 議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	実用新案及び意匠の権利行使時の専利権評価報告提示の義務化		
重要度	○	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>現状、実用新案（実用新型専利）及び意匠（外観設計専利）は実体審査を経ることなく初歩審査のみにて膨大な件数が登録されています。このように、初歩審査のみで登録された実用新案及び意匠の中には、有効性が疑わしい権利も多数含まれています（SIPO 発表によれば、2002～2011 年の実用新案に関する 9532 件の無効審判の審決のうち、全部無効及び一部無効の審決は合計 47.4%）。</p> <p>このように実体審査を経ることなく登録された実用新案及び意匠について、専利法では SIPO が検索、分析及び評価を行って専利権評価報告を作成する制度を設けています。専利権評価報告は、専利権者が実用新案権・意匠権の有効性を主張する根拠として活用することによって裁判所や専利行政部門による迅速な判断が期待できると同時に、有効性の欠如した専利権による権利濫用行為を未然に抑止する効果も期待できるものと考えます。</p> <p>しかしながら、これら実用新案権及び意匠権の権利行使に際しては、専利法第 61 条第 2 款は裁判所或いは専利行政部門が専利権者に対し専利権評価報告の提出を要求できると規定するのみであり、専利権者による専利権評価報告の提出が義務付けられておりません。また、法釈[2015]4 号にて改正された法釈[2001]21 号第 8 条第 1 款でも、原告は専利権評価報告を裁判所に提出することができ、また裁判所は原告に専利権評価報告の提示を要求することができることと規定され、司法解釈においても、専利権評価報告の提出は専利権者に義務付けられておりません。</p> <p>このような状況においては、SIPO が作成した専利権評価報告が効果的に活用されているとは言い難く、権利者は有効性の疑わしい権利を裁判所或いは専利行政部門を通じて第三者に行使することが容易となり、これにより、第三者の正当な製品の開発・製造・販売・使用が委縮されることが懸念されます。これは、科学技術の進歩と経済社会の発展を促進するという専利制度の目的にも合致しないものと考えます。</p>		
改善希望	<p>有効性の疑わしい権利の行使を制限し、第三者に不測の不利益を与えることを回避するため、実用新案及び意匠の権利行使に当たり専利権評価報告の提示を義務化していただくよう希望します。</p> <p>また、専利権侵害紛争が生じた場合のみならず、他人から警告を受けた場合等にも警告者側に当該専利権評価報告の提示を要求できること、海関総署への登録申請手続（中華人民共和国知的財産海関保護条例実施弁法第 7 条）の際にも提出を義務付ける等、裁判外においても実用新案権・意匠権の権利行使の濫用を防止するため、専利権評価報告の活用の拡大も併せて希望致します。</p>		
備考	<p>中国専利法 第 61 条第 2 款          法釈[2015]4 号にて改正された法釈[2001]21 号第 8 条第 1 款          日本実用新案法 第 29 条の 2</p>		

## 議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	専利権評価報告の請求要件等について		
重要度	○	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>専利法第61条第2款では、専利権侵害紛争が実用新案権又は意匠権に係る場合、人民法院又は専利行政部門は専利権者又は利害関係人に対して、SIPO が作成した専利権評価報告の提出を要求することができますと規定されております。</p> <p>専利権評価報告は、専利権者が実用新案権・意匠権の有効性を主張する根拠として活用することによって裁判所や専利行政部門による迅速な判断が期待できると同時に、有効性の欠如した専利権による権利濫用行為を未然に抑止する効果も期待できるものと考えます。</p> <p>しかしながら、専利法実施細則第56条では、専利権者及び利害関係人（侵害訴訟の原告適格を有するライセンシー）に専利権評価報告の作成請求権が認められていますが、専利権者から権利主張を受けた者或いは専利権者からライセンスを受けようとする者は専利権評価報告の作成を SIPO に請求することができません。</p> <p>このような状況においては、専利権者から権利主張を受けた者や専利権者からライセンスを受けようとする者は専利権の有効性を簡便に確認することができません。尚、専利法第45条によれば何人も専利権の無効審判を請求することができますが、無効審判の請求にあたっては、請求人は専利権が無効であるとする理由及び証拠の提出が要求され、また、無効審判の審理には専利権評価報告の作成期間に比し長時間が必要となるため、専利権の有効性を簡便に確認しようとする者にとって無効審判の請求は必ずしも専利権評価報告の作成請求に代替できるものではありません。</p>		
改善希望	実用新案・意匠の専利権評価報告の作成を何人も SIPO に請求可能とすることを希望します。		
備考	日本でも実用新案権は無審査登録制及び特許庁が技術評価書を作成する制度を採用していますが、この技術評価書の作成については、何人も特許庁長官に請求することが可能です（日本実用新案法12条）。		

## 議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	特許請求範囲の記載形式の緩和		
重要度	○	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>審査指南第二部分第二章 3.2.1 には、製品発明の権利範囲については、機能や効果で発明を限定するような記載はできるだけ避けるべきであると示されています。一方で、審査指南の同箇所には「技術特徴を構造の特徴で限定するより機能的又は効果の特徴記載で限定することの方がより適切であり、当該機能的又は効果の特徴記載が明細書に規定される試験又は操縦又は当該分野での常用手段で直接確認検証できる場合には、機能的又は効果の特徴で発明を限定することを認める」とも記載されております。</p> <p>現在、専利法実施細則 22 条 3 項では、特許請求範囲を明確かつ簡潔にする趣旨で、1 の発明又は実用新案に対して1つの独立クレームしか許されないと示されています。</p> <p>審査指南第二部分第二章 3.2.3 には、「例えば、1 件の専利出願には保護範囲が実体的に同一な同一類型請求項は2つ又は2つ以上あってはならない」と記載されており、1件の出願に、実質的に同一である2以上の同じカテゴリの請求項は記載できません。</p> <p>しかし、異なる表現であるが実質的に同一である2以上の請求項により、発明を多面的に保護することが可能となり、出願人の保護強化になると思料いたします。</p>		
改善希望	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特許請求範囲に於ける機能的表現を認める基準を専利法実施細則等に明記して頂くことを希望します。</li> <li>2. 専利法実施細則等で実質同一発明の特許請求範囲を複数記載できるようにして頂くことを希望します。</li> <li>3. 審査指南に上記下線部の具体例を挙げて頂くことを希望します。</li> </ol>		
備考	<p>日本特許法36条6項では、特許請求の範囲は明確に記載するよう規定されていますが、機能的表現を使用してはならないとの制限はありません。また、米国特許法 112 条 (f)では、機能的表現を認めています。</p> <p>日本特許法36条5項では、実質同一の発明を複数の請求項に記載することを認めています。</p>		

## 議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	マルチのマルチクレームの認容		
重要度	△	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>現在、多重引用した他の従属項等を多重引用する従属項につきましては認められておりません。（審査指南第二部分第二章 3.3.2）</p> <p>しかしながら、発明の多面的な保護の観点からこのような従属形式も認められるべきであると考えます。</p>		
改善希望	<p>マルチのマルチクレーム（多重引用した他の従属項等を多重引用する従属項）の表現を認めていただけることを希望します。</p> <p>尚、多重引用した他の従属項の多重引用を認めた場合に、権利範囲の理解が困難になるとの懸念が一部ありますが、同様のクレーム表現を認めている日本及び欧州において大きな問題が生じていないことを申し添えます。</p>		
備考	<p>日本及び欧州特許協力条約ではこのような従属形式のクレームの表現を認めております。</p>		

議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	コンピュータプログラムの専利保護		
重要度	◎	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>初期の計算機はプログラムが組み込まれて一体物として提供されてきました(タイプ1)。その後計算機の標準化が進み、プログラムは磁気ディスクや光ディスクに記録され、ハードウェアとは分離されて記録媒体だけでも流通するようになりました(タイプ2)。そして現在は、スマートフォン(智能手机)やタブレット端末(平板终端)に代表されるように、ネットワークを介してプログラムが流通することが一般的となっています(タイプ3)。</p> <p>上記の通り、計算機プログラムを取り巻く環境は大きく変化しており、プログラムは専門家ではなくても手軽に作成でき、インストールも一般人が容易に行えるようになってきています。しかし、現行の中国専利制度では、タイプ1の計算機プログラムを保護するに留まっています。このような状況下では以下のような不都合が生じると懸念します。例えば、特殊撮影を行う技術についての特許権がある場合に、権利者以外がその特殊撮影機能を持ったカメラを製造や販売すると特許権の侵害になりますが、スマートフォンで動作する特殊撮影用アプリケーションプログラムをダウンロード方式で提供するだけでは侵害には相当しません。</p> <p>スマートフォン用のプログラムはそのほとんどがダウンロード方式で提供されるものであり、記憶媒体で提供されるケースは非常に少ないと思われます。</p> <p>一方で、スマートフォンの記憶領域に固定された時点で、記録媒体型の特許権の侵害になることは考えられますが、それが個人ユーザの行為である場合、やはり侵害を問うことはできません。</p> <p>これらの傾向はクラウドシステムの発展している今日においてはスマートフォンに限られるものではありません。通常のコンピュータ向けのプログラムもネットワーク経由での提供が一般的になってきています。</p> <p>当然ながら正当権利者のプログラムを元とした複製等でない限り、著作権侵害を問うことも困難です。</p>		
改善希望	<p>計算機プログラム関連発明は、提供方法にかかわらずそのプログラムの技術的特徴が保護されるべきです。</p> <p>専利法において計算機プログラムを保護対象とすることを希望いたします。</p>		
備考	<p>日本においては、コンピュータプログラムが特許を受けることができる旨、特許法に規定されています。また、英国においても2008年2月よりプログラム自体の特許の対象としております。また台湾においても、2008年5月の審査基準の改正によりプログラム自体の特許の対象としています。</p>		

## 議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	コンピュータ関連発明における商業的効果、人間の感性に関わる効果の取扱		
重要度	○	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>技術的問題を解決するために、技術的手段を用いて技術的効果が得られるようなコンピュータプログラムを含む発明は、特許保護の主題となる（審査指南第二部分第九章）として特許保護されます。一方、コンピュータ関連発明は、商業的効果、人間の感性に関わる効果を奏するものも含まれることから、技術的効果に関する記載とともに商業的効果や人間の感性に関わる効果に関して記載することが多く、その場合、技術的効果の記載があるにもかかわらず商業的効果、人間の感性に関わる効果の記載をもって上記要件を満たさないと解釈する余地が残されています。</p> <p>一方、ユーザインターフェースに関わるコンピュータ関連発明において、発明の効果の記載に視認性や操作性の向上を含む場合に、技術的手段、課題、効果に関する記載も別の箇所にあつたとしても、商業的効果、人間の感性に関わる効果だけに注目され、拒絶されることがあります。</p> <p>発明者の技術的な創作活動から生み出され中国情報産業の発展に貢献する技術が専利法によって十分な保護が受けられない可能性があります。</p>		
改善希望	<p>技術的効果を奏するコンピュータ関連発明について、商業的効果、人間の感性に関わる効果の記載があることをもって専利法の保護対象外と判断することないよう、専利審査指南等に明記することを希望いたします。</p>		
備考	<p>日本においては、コンピュータ関連発明についても、その方法が自然法則を利用するものであれば、商業的効果、人間の感性に関わる効果の記載があっても特許保護の対象となります。</p>		

## 議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	無効審判手続での請求範囲の訂正		
重要度	◎	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>無効審判手続における訂正については、審査指南第四部分第三章 4.6.2 において、請求項の削除、併合、技術的手段の削除に限られると規定されています。</p> <p>このような規定であると特許権者としては、無効審判の請求があった場合、請求項の記載の範囲内でしか争うことができず、例えば、明細書の記載から新たな特許性のある限定要素を見つけ出し、特許権を維持することができません。</p> <p>審査の過程において、無効審判を考慮して、審査引例よりもより特許権に近い先行資料を想定し、従属形式の請求項をあらかじめ多数設けておく事等が権利者には要求されますが、このような対応にはおのずと限界があります。</p>		
改善希望	<p>無効審判手続における特許請求範囲の訂正減縮に関する制限の緩和を希望します。</p> <p>具体的には、明細書にのみ記載した技術的特徴を特許請求範囲に付加する訂正減縮など、第三者に不測の損害を与えない範囲で、無効審判における訂正の制限を緩和していただくことを希望いたします。</p>		
備考	<p>日本特許法第134条の2では、特許無効審判において被請求人（特許権者）が明細書にのみ記載され請求範囲に記載の無い事項を用いた特許請求の範囲の減縮、誤記・誤訳訂正、明瞭でない記載の釈明を目的とした訂正をすることが許されています。</p>		

## 議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	特許付与後に専利権者が自発的に明細書・請求範囲等を訂正可能とする(訂正審判)制度の新設		
重要度	◎	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>専利法実施細則第 69 条には、無効審判の審査において、請求項を補正できるとありますが、審査指南第四部分第三章 4.6.2 には、請求項の補正として一般的に認められるのは、請求項の削除、併合、技術的手段の削除となっており、現行制度では次のような不都合が生じます。</p> <p>①明細書に特許性のある限定要素が記載されていたとしても、請求項を限定して特許権を維持することができず、明細書に記載され、本来保護されるべき発明が保護されないこととなります。</p> <p>②上記の補正の制限の下では、出願時に全ての下位の請求項を予め設けておくとともに瑕疵を含まないよう細心の注意を払うことが要求されますが、係る対応には自ずと限界があり、また出願人に過度の負担を強いることとなります。</p> <p>③出願人が特許権の瑕疵を発見しても自発的に訂正できないことになり、第三者にとっても、瑕疵を含む権利の存在により、無効審判の請求等、無用な争いを招くこととなります。</p>		
改善希望	特許付与後においても、明細書の記載に基づき、権利範囲の拡大・変更にならない範囲で専利権者が自発的に明細書・請求範囲等を訂正可能とする制度の新設を希望いたします。		
備考	日本を始め各国においては、特許権付与後でも、明細書の記載に基づく請求項の減縮、誤記・誤訳の訂正、不明瞭な記載の釈明を目的とした訂正が認められています。(日本特許法第126条第1項)		



## 議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	国際特許出願の原文に基づく手続補正ができる期間の拡大		
重要度	△	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>PCTにより国際特許出願を行い、中国に国内移行した場合、一定の期間に限り翻訳文の誤りを補正することができます（専利法実施細則 113 条）。しかしながら、外国出願人にとって手続補正を行いたいと考える時期の多くは審査官から拒絶理由通知を受けた後であります。</p> <p>このような状況にかんがみて、日本ではPCTによる国際特許出願の原文に立ち帰り訂正が行える制度を採用しており、これは登録までは原則として認められます（日本特許法184条の12）。また、登録後であっても一定条件を満たせば原文に立ち帰り訂正が行える制度を採用しております（日本特許法184条の19）。つまり、中国人が中国語で国際出願したものであって、日本に国内移行された特許出願は中国語の原文に立ち戻って訂正することが可能であります。さらに、このような制度は日本のみならず米国や欧州でも採用されております。</p>		
改善希望	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. PCTによる国際出願に関し、国際出願の原文に基づく誤訳訂正を登録まで可能とすることを希望します。</li> <li>2. また、PCTによる国際特許出願に関し、手続補正を国際特許出願の原文に基づいて可能とすることを認めていただきたいと思います。</li> <li>3. さらに、権利付与後も一定の制限の範囲内で誤訳訂正ができることを希望します。</li> </ol>		
備考			

## 議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	審査意見通知書応答時の補正制限の緩和		
重要度	◎	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>出願人が審査意見通知書に対して補正する場合は、通知書に指摘された欠陥のみに対して補正しなければならないと規定されています。（専利法実施細則第 51 条）そのため、以下のような不都合が生じる場合があります。</p> <p>① 先願主義の下で早期出願を優先するあまり、先行技術の調査や請求項の記載は完全を期することが難しく、審査の過程で記載の瑕疵を発見して対応せざるを得ないのが現実です。現在の補正制限の下では、通知書に指摘された欠陥に対してしか補正ができません。これでは、明細書に記載された発明にも関わらず、特許を受けることができないことになり、出願人に極めて酷であるとともに発明保護の趣旨にも反することになると考えます。</p> <p>② 現行制度の下で上記に対応するためには、分割出願せざるを得ないこととなるため、出願人にとって、手続き的にも経済的にも過大な負担となるとともに、国家知識産権局にとっても審査すべき出願が増加して審査の迅速化に逆行する結果となります。また、分割出願の増加により審査が遅延すれば、未確定の出願が長期にわたって係属することになり、第三者にとっても関連技術の実施を控える等、健全な経済の発展を阻害する要因となる可能性があります。</p>		
改善希望	<p>最初の審査意見通知書（第1次審査意見通知書）への応答時に、通知書の要求以外の部分についても明細書全体の記載に基づく補正を認めることを希望いたします。</p> <p>一方で、明細書全体の記載に基づく補正を無制限に認めることは、かえって審査の遅延を招いたり、予測困難な出願の係属により公衆の利益を損なったりする可能性もありますので、両者のバランスを考慮して、最初の審査意見通知書（第1次審査意見通知書）への応答時に限って、通知書の要求以外の部分についても明細書全体の記載に基づく補正を認めることを希望いたします。</p>		
備考	<p>日本でも最初の拒絶理由通知への応答時には、明細書の記載に基づいて自由に補正することが認められています。（特許法第17条の2）</p>		

## 議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	特許の分割出願の時期的制限の緩和		
重要度	◎	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>2006年7月施行の審査指南の改正以降、最先の親出願が登録、放棄、拒絶確定などの状態になると、すでに分割出願された子出願が国家知識産権局に係属していても、子出願から孫出願を分割出願することが、子出願に対して単一性欠如を指摘された場合を除きできなくなりました。（現行審査指南第一部分第一章 5.1.1）</p> <p>しかし、審査官による最終判断（査定）やそれに付随する先行技術調査結果が提示される前の段階において、どの範囲まで広く権利化できるかについて出願人自らが見通しを立てることに限界があり、特許査定時の特許請求の範囲が十分実効的なものでない場合があります。これは特許出願が最先の親出願であるか、親出願から分割出願された子出願であるかに係わらず生じる可能性があります。このような事情を考慮すると、このような分割出願の制限は、出願人の権利を損ねるものと考えます。</p>		
改善希望	<p>親出願の法的状態に関わらず、係属中の子出願から分割出願できるよう分割出願の時期的制限を緩和することを希望いたします。</p> <p>具体的には、最先の親出願が登録、放棄、拒絶確定などの状態であっても、親出願から分割出願された子出願が国家知識産権局に係属している期間中は、子出願から孫出願を分割出願できる制度を復活することを希望いたします。</p>		
備考	<p>日米欧等主要国では、親出願の登録、放棄、拒絶確定などの状態に関わらず、親出願から分割出願された子出願が特許庁に係属している期間中は、子出願から孫出願を分割出願できるようになっています。（例えば、日本特許法第44条）</p> <p>2009年以降、日本特許庁は、分割出願の際に、原出願と同一でない事、原出願に係る拒絶理由を解消していること、などを記載した上申書の提出を出願人に要請しており、分割出願の厳格化を図った上で、現行の分割出願制度を運用しております。</p>		

## 議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	PPH利用時、他国許可クレームに合わせる補正の可能化、及び第一庁にて特許可能と判断されたクレームと第二庁での特許を受けようとするクレームの対応判断の緩和		
重要度	◎	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>1. 中国において早期に発明専利を権利化しようとした場合、他国で登録となったクレームや PCT 出願の国際調査報告書で特許性が認められたクレームに自発補正をし、PPH を申請する方法があります。</p> <p>しかし、現在の中国の専利法実施細則第 51 条第 1 項では、自発補正は「実体審査を請求する時」と「国務院特許行政部が発行する実体審査段階に入る通知書を受領した日より 3 ヶ月」と補正の時期が制限されており、時期によっては補正ができず、結果として PPH を申請できない場合があります。</p> <p>2. また中国においては、第一庁で特許可能と判断されたクレームと第二庁で特許を受けようとするクレームの対応が十分でないとして PPH 申請が却下される場合が実務上多く見受けられます。翻訳上生じる微妙なニュアンスの違いによってまで対応関係が不十分とされると、実質的に PPH の利便性を享受できる場合が極端に制限されてしまいます。</p>		
改善希望	<p>1. PPH 利用時については、他国で特許権を取得することが可能と判断されたクレームへの補正に関する時期的制限の緩和を希望します。時期的制限の緩和が困難な場合は、出願人からの申し立てに応じて審査官が補正指示を発する運用ルールの制定と周知化を希望します。</p> <p>2. 第一庁にて特許可能と判断されたクレームと第二庁での特許を受けようとするクレームの対応判断の緩和を希望します。特に翻訳上生じる微妙なニュアンスの違いによって対応が不十分とされることがないように希望します。</p>		
備考	<p>日本においては、最初の拒絶理由通知を受け取るまでは、いつでも自発補正が可能となっています(特許法第 17 条の 2)。</p> <p>米国においては、予備補正は最初の OA の発送日以前であればいつでも受理される可能性があります。但し、確実に受理されるためには出願日から 3 月以内に補正をする必要があります(MPEP § 1.115)。</p>		

## 議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	新規性喪失の例外の拡大		
重要度	◎	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>1. 発明者による研究成果の早期公表や、発明の技術効果を確認するために実施するための試験の実施は、研究開発の過程において重要であり、しばしば行われます。</p> <p>2. 意匠は、販売、展示、見本の頒布等により市場でのユーザ動向を事前に調査し、それによって実施デザインに改良を加えることが、慣習的に行われております。</p> <p>3. 中国専利第24条では、以下の(a)~(c)の限定された条件の下でしか新規性喪失の例外を認めておらず、開発段階における公開行為が、登録要件である新規性を喪失することになり、企業の製品開発プロセスと法整備が一致していないのが現状です。</p> <p>(a) 中国政府が主催又は承認した国際展覧会において初めて出展した場合  (b) 指定された学術会議又は技術会議で初めて発表した場合  (c) 他人が出願人の同意を得ずにその内容を漏らした場合</p> <p>猶予期間：6か月</p>		
改善希望	<p>1. 新規性喪失の例外規定に「試験による公知」、「刊行物、インターネットによる公知」を加えることを希望します。</p> <p>2. 意匠については、「自己に起因する行為（インターネット、展示会、製品発売等で自ら製品発表した行為）」について適用を受けられることを希望します。</p>		
備考	日本特許法第30条、日本実用新案法第11条、日本意匠法第4条、ドイツ意匠法7a条等では、自己に起因する行為で発明創造が公知になった場合を新規性喪失の例外行為と規定しています。		

## 議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	発明専利出願における優先審査制度の緩和		
重要度	○	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>審査指南では、国家或いは公共の利益に重大な意義を有する出願や知識産権局が自ら実体審査を開始した出願については優先的に審査を行うことができるとしています（審査指南第二部分第8章3. 4. 2）。また、2012年8月1日施行の「発明専利出願優先審査管理弁法」では所定の条件を満たす専利出願について、優先的に審査を行うこととなりました。しかし、次のような場合については、依然として優先審査の対象にはなりません。</p> <p>①自己実施中或いは将来の実施が確定している発明や第三者に実施許諾している或いは実施許諾が予定されている発明専利出願                  ②第三者が特許権の侵害行為をしている疑いが強い発明専利出願                  ③外国での出願を優先権主張して中国出願した発明専利出願</p> <p>これらについては権利範囲が確定しないと、実施上のリスクや実施許諾の条件が判断できず、第三者の侵害行為を止めることも困難になります。</p> <p>また、申請手続きにおいて、各地方の知識産権局の審査を受けた専利申請優先審査請求書を提出することを要求していますが、特に外国出願人にとっては事実上困難であると予想されます。</p>		
改善希望	<p>発明専利出願に関して、上記のような発明専利出願についても優先審査の対象とすることを希望いたします。</p> <p>また、申請手続きの利便性を向上していただくことを希望いたします。</p>		
備考	<p>欧米や日本、韓国等ではそれぞれ多少の違いはありますが、出願された発明が既に実施されている場合や優先権を伴う場合等、より広範な出願が早期審査の対象となります（欧州特許条約：PACE制度、米国：早期審査制度、韓国：優先審査制度、日本：優先審査制度（特許法第48条の6）、早期審査等）。</p>		

議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	外国語特許出願について		
重要度	○	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>専利法実施細則第3条第1項によれば、特許出願は中国語で行うこととなっております。</p> <p>しかし、①パリ優先権の期間が切れる直前に出願をせざるを得ない場合には、短期間に翻訳文を作成する必要があること、②外国語から中国語に翻訳する際に誤訳があった場合には、翻訳文に記載されていなければ、外国語による記載内容をもとにその誤訳を訂正することができず、発明の適切な保護が図れない場合があります。</p>		
改善希望	<p>特許出願に関し、外国語による出願を認めていただくことを希望します。少なくとも事実上の国際共通語となっている英語による外国語出願の採用を希望します。</p> <p>外国語出願を採用しても、出願後の所定期間内に翻訳文を提出させることにより、PCTによる国際出願の国内移行と同様に扱うことができ、国家知識産権局にとって過度の負担にはならないと考えます。</p> <p>なお、PLTでは、明細書について言語の制限はありません。</p>		
備考	<p>日本特許法 36 条の2、米国規則CFR1. 52(b)、改正欧州特許条約(EPC2000) 14 条(2)、PLT5条(2)(b)、台湾専利法 25 条、タイ特許法に基づく省令第 21 号 12 条2項、インドネシア特許法 30 条2項等では、外国語による出願を認容しています。</p>		

## 議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	特許期間延長制度の採用		
重要度	◎	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>新しい医薬品を上市するには、長期間でかつ高額な費用の開発（臨床試験）を要します。長期間の臨床試験は、有効性・安全性等を確保し薬事法に基づく承認を得るにあたり必要不可欠です。その結果として、本来享受できるはずの特許期間の損失が避けられず、高額な開発費用を回収するための十分な独占期間が得られないことにつながります。このことは、中国の患者に利益をもたらすことが期待される新薬の研究開発が断念される可能性があることを意味しています。</p> <p>また、昨今の中国の医薬品産業の発展は著しいものであり、中国企業が自ら新薬を開発しその利益を享受する時代が到来しております。しかし、十分な独占期間を得られない場合、中国の医薬品産業の育成に対しても必ずしも有効とは言えないと考えます。</p> <p>農薬についても医薬品と同様の承認制度があり、特許存続期間の損失が生じています。</p>		
改善希望	<p>新薬の承認申請に要する長期間の臨床試験及び新薬承認のために失われる特許存続期間の回復のために、特許存続期間延長制度を採用していただくことを希望します。</p>		
備考	<p>専利法 69 条 5 号において、医薬品の申請に必要な行為（主に後発品の臨床試験）を先発品特許の効力範囲から除外することにより後発品を早期に販売できるようにする、「医薬品等の承認のための実施の例外規定」というべき規定が設けられています。この規定は米国を起源とするものですが、この制度は、米国では先発品の保護と後発品の開発促進のバランスを取る為に、特許権の存続期間延長制度とともに導入されたものです（ポーラ一条項）。その後、諸外国でも導入されていますが、この規定を採用する主要な国は特許存続期間延長制度が存在するか、または同時に導入されている国であります。従いまして、本規定の導入とのバランスからも、特許権の存続期間延長制度につきましても導入されるよう希望します。</p>		



議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	用法・用量に特徴のある医薬品に関する発明の認容		
重要度	◎	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>中国専利審査基準第2部分第10章5.4(4)の記載の通り、薬物の使用過程にのみ関わる区別の特徴により当該用途の新規性を具備することは認められておりません。そのため、用法、用量に特徴がある発明は、いかに有益な発明であろうとも、新規性がないとされ、特許されません。元来、医薬は、用法・用量を誤れば毒にもなる危険性を合わせ持つものであり、適切な用法・用量で用いられて初めて医薬であるといえます。例えば、用法・用量を刷新することにより、患者の生活の質(QOL)を大幅に改善した医薬や、副作用の発生を劇的に低減した医薬が知られています。一方、医薬品の開発はリスクの高い研究・開発への投資であり、“安全”で革新的な医薬の開発が促進するためには、用法、用量に特徴がある“優れた”発明についても特許を認め、研究開発の促進することが望ましいと考えます。このような事情は、貴国において保護の対象とされている新規な効能に対する研究成果を保護する「用途発明」の場合と同様です。</p>		
改善希望	<p>用法・用量などの薬物の使用過程にのみ関わる区別の特徴により当該用途の新規性が認められることを希望します。</p>		
備考	<p>&lt;関連法令&gt;          米国及び豪州においては「特定の医薬を特定の用法・用量で使用して治療する方法」という治療方法の発明として特許対象となります。          日本及び欧州においては、「特定の用法・用量の医薬」という「物」の発明として保護されます。</p>		

## 議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	医薬品についての強制実施権の対象の明確化		
重要度	◎	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>専利法第 50 条では、公共の健康を目的とした医薬品に関する強制許諾が規定されています。しかしながら「公共の健康を目的」という定義ではあらゆる医薬品が該当するとも読めます。専利法実施細則 73 条や専利の強制実施許諾弁法においても該当する医薬品を特定する規定はありません。</p> <p>専利の強制許諾は、独占権という制度原則の下で、国家に危機を及ぼしかねないような緊急事態や非常事態が発生した際に発動されるべき仕組みであります。従いまして権利者の権益と、国民（需要者）の健康という利益バランスを考慮し、強制許諾が適用される医薬品は必要最小限の種類・数量であるものと思料致します。</p>		
改善希望	<p>強制実施権が適用されるケースとして、「国の緊急事態又は非常事態」を引き起こすような「公共の健康問題」に限ることを専利法等に規定することを希望致します。</p> <p>また、適用される医薬品についても「国の緊急事態又は非常事態」を引き起こすような「公共の健康問題」を解消するために使用されるものに限るよう専利法等に規定することを希望致します。</p>		
備考			

## 議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	遺伝資源の入手又は利用に関する関連法規の明確化と本条項の適用の厳格化		
重要度	△	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>専利法第5条第2項では、遺伝資源によって完成された発明創造については、当該遺伝資源の入手又は利用が関連する法律又は行政法規に違反した場合に専利権を付与しない旨規定されており、これは拒絶理由になるばかりではなく、無効理由（専利法実施細則第65条）になることが規定されています。しかしながら、審査指南において「法律、行政法規、社会道徳そして公共利益の含意は広く、時期や地区などによって変わるものである。」とされ、根拠となる関連法律、法規については限定されておらず、遺伝資源の入手、利用においてどのような規制があるのか明確でない為、遺伝資源に関連する専利権が不安定な状況に置かれるものと考えられます。</p>		
改善希望	<p>1. 遺伝資源の入手及び利用について定めた関連法律及び行政法規を専利法実施細則、審査指南などに明示いただくとともに、今後関連法規が制定された場合には、速やかに専利法実施条例、審査指南に追記いただく措置を講じられることを強く希望いたします。</p> <p>2. 「遺伝資源」、「獲得や利用」などの文言につきましても実際の運用時に混乱の無いようご配慮いただき、本条項が安易に適用されることにより専利権が無効となることが無いように、適用を厳格にさせていただくことを希望いたします。</p>		
備考			

## 議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	専利出願文書における遺伝資源などの由来の記載		
重要度	△	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>専利法第 26 条第 5 項にある遺伝資源の由来のうち、直接的由来については出願人が知っている場合が大半であるため、これを専利出願文書に記載することは出願人に過度の負担になる可能性は低いものと考えます。しかしながら、原始的由来については出願人が知りえないことも多く、これを専利出願文書に記載することが非常に困難な場合も想定されます。条項には、原始的由来を申告できない理由を記載すれば、原始的由来の申告は必要ないと規定されていますが、原始的由来の申告を免除する理由としてどのような理由が妥当であるのかにつきましては明確ではなく、出願人にとって対応が困難で、過度の負担となる可能性があります。</p>		
改善希望	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 発明創造の完成が遺伝資源に頼る場合に専利出願文書に記載すべき遺伝資源の由来につきましては、直接的由来を必須の記載事項とし、原始的由来の記載については出願人の任意としていただくことを希望します。</li> <li>2. また、仮に、原始的由来を必須の記載事項とされる場合は、専利法実施条例等において「出願人は原始的由来を知らない」との記載を原始的由来が記載できない正当な理由として明確にさせていただくようご配慮いただくことを強く希望します。</li> <li>3. また、原始的由来を記載できない理由の妥当性につき誰がどのような基準で判断するのが不明確ですので、専利法実施細則、審査指南などでこれを明確にするようご配慮をお願いします。</li> <li>4. さらに、理由が適切でない場合の出願人の救済措置を設けていただき、理由の記載不備によって特許が無効となるような過度の制裁が行われないような制度作り及び運用を可能とするようご配慮いただくことを希望します。</li> </ol>		
備考			

議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	化学発明の追加データの提出		
重要度	◎	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>医薬用途が特定されていない化合物クレームの進歩性を判断する際に、元明細書及び請求項に記載された内容が基準とされ、実験データを補足して発明の有益な効果を説明することが認められていません。従って、化合物としての有用性が元明細書等の記載から推論できるときであっても、また、引用発明に対する有利な効果を示すことができるときであっても、元明細書等に実験データを記載していないと進歩性が欠如するとされ特許を取得することができません。</p> <p>出願時に、審査の過程における引用発明をあらかじめ想定することが出願人には要求されますが、そもそも審査においてどのような発明が引用されるかを想定することは出願人にとって困難な事であり、さらに、想定される全ての引用発明に対する優位性を示すデータを取得し明細書等に記載するのは、先願主義の下では対応には限界があります。</p>		
改善希望	<p>実験データは化合物クレームを特定する特徴ではないため、化合物としての有用性が元説明書等の記載から推論できるときには、追加で提出した実験データを進歩性の判断時において考慮していただけることを希望します。</p>		
備考	<p>中国専利審査指南第二部分第10章 3.4</p> <p>日本では、医薬用途が特定されていない化合物クレームでは、明細書又は図面の記載から当業者がその引用発明と比較した有利な効果を推論できるときは、追加で提出したデータが参酌されます。 （審査基準第Ⅱ部 第2章 2.5(3)②） 米国、欧州でも、追加データの提出が認められます。</p>		

議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	生体成分測定の特許		
重要度	◎	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>生体から分離した成分（例えばコレステロール）を測定する方法の発明については、疾病の診断方法に該当するとして不特許事由とされています（専利法25条、審査指南第二部分第一章4.3.1）。試料中の生体成分を測定する方法をクレームするだけで、診断方法をクレームしていないにも関わらず、明細書中の記載から当該生体成分は疾患の診断につながるという理由のみで不特許事由に該当するとされます。</p> <p>このため、出願人は、キットクレーム、装置クレーム、Useクレームに補正して対応していますが、実情にあった文言とは言いにくく、発明を適切に保護することができていません。</p> <p>また、標的分子に対する治療剤とコンパニオン診断剤の当局への同時申請が各国で促進されている中で、生体成分の測定、測定結果に基づく診断方法を特許の保護対象に含めることの重要性が高まっています。</p>		
改善希望	<p>診断薬メーカーにとっては中国において診断薬に関する発明を十分に保護できないという不利益があるため、生体から分離した成分を測定する方法の発明について、特許保護の対象に含めていただくことを要望します。</p>		
備考	<p>日本及び欧州特許協力条約では、疾病の診断方法は不特許事由とされていますが、生体から分離した成分の測定方法については不特許事由に含まれず、特許保護の対象となっています。</p>		

議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	冒認出願の拒絶理由・無効理由としての明示		
重要度	○	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>近年、複数の企業や大学等が共同して技術開発や製品開発をすることが一般化しています。この結果、冒認又は共同出願違反の発生、そして、中には訴訟に至る場合も考えられます。現在、冒認出願に対しては、民法上の権利帰属で争い、権利移転で解決が図られておりますが、これで十分な解決だとは考えておりません。</p> <p>また、この専利法において無効理由との明示のないことが、冒認出願に対する抑制意識を希薄にし、乱用がなされる原因の一つになっている可能性が高いと考えられます。</p>		
改善希望	<p>冒認出願を拒絶理由・無効理由として専利法に明示することを希望致します。</p> <p>尚、冒認出願を専利法中で拒絶理由としても、審査官が個々の出願について冒認出願であることを証明することは困難との意見もありますが、審査指南第二部分第八章4. 9に規定された公衆意見を有効に活用することなどにより、審査官が冒認出願を証明可能な場合もあると考えます。また無効審判においては、審判請求人に証拠を提出させることで問題は無いと考えます。</p>		
備考	<p>日本においては、特許法49条、意匠法17条において、冒認出願は拒絶理由であると定められています。また、特許法123条、実用新案法37条、意匠法48条においては無効理由であると定められています。また、本来の権利者へ移転できる旨の制度も有しております。（特許法74条）</p>		

## 議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	(意匠)部分意匠制度の採用		
重要度	◎	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>専利法改正草案(送審稿)第二条第三款の「全体又は一部の形状…」との提案により、部分意匠制度の導入の検討が行われていることを歓迎致します。</p> <p>部分意匠の導入により、他人のデザイン上の特徴を適確に把握できることになるとともに、他人の権利を尊重することによって中国の製造者によるデザイン創作のオリジナリティ向上にも大きく貢献できるものになると思料致します。また、特徴ある部分を取り入れつつ意匠全体として侵害を回避する巧妙な模倣を抑止することも期待できるものと思料致しますので、引き続き導入に向けてご検討いただきたくお願い致します。</p> <p>一方、現に全体意匠について、正当な権利者ではないことが明らかな不正登録(贋作出願)が少なからず存在する現在の無審査制度の中にあっては、正当な権利者以外の者により、製品のコマーシャルデザインのような部分を、部分意匠登録されてしまうといった、正当な権利者が不利益を被る事態が懸念されるため、部分意匠導入にあたっては、審査主義の導入も必要であると考えております。</p>		
改善希望	<p>第四十条に定める初歩審査で、先行公知意匠や出願・登録意匠との関係において登録要件を満たす出願か否かの審査を行うプロセスの導入と併せて、部分意匠制度の導入を要望致します。</p>		
備考	<p>日本意匠法2条1項で、部分意匠を保護している他、その他、米国や韓国でも保護対象となっております。</p>		



## 議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	(意匠)意匠出願における優先権に係わる同一性の判断基準の開示		
重要度	△	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>1. 2006年7月以前、日本出願を基礎として中国に意匠出願を行ったところ、同一性を否定され優先権が認められなかった事例が存在します。当該出願はカラー写真による出願であり、優先権証明書のプリントアウトされたものと中国出願との色彩のわずかな違いにより優先権を否定されたとのことです。</p> <p>2006年7月の審査指南改訂により、優先権の同一性は審査時に判断されないことにより、問題が表面化されず、権利が付与されていても、優先権が認められていないのかもしれないとの不安をおおる結果となっています。</p> <p>このような問題は今後無効宣告請求時に初めて浮上してくる可能性があります。中国の同一性判断基準が明らかでない現在、権利活用の躊躇にもつながると考えます。</p> <p>2. 日本のように部分意匠制度を導入している国にとって、中国に部分意匠制度が存在しないことは、優先権主張に基づく出願を行おうとする際の障害になっている現状を鑑みると、審査指南第四部分第五章9.2項で規定されている「意匠の客体の同一の認定について」の規定を初歩審査で行ない、且つ、日本での部分意匠に基づく優先権主張による中国の全体意匠出願(破線部分の実線化したもの)が同一である場合に、優先権証明書の客体と同一と看做して頂くことを希望いたします。</p>		
改善希望	<p>1. 優先権にかかわる、図面の同一性の判断基準を審査指南にて開示していただくことを要望致します。</p> <p>2. 日本での部分意匠に基づく優先権主張による中国の全体意匠出願(破線部分の実線化したもの)が同一である場合に、優先権証明書の客体と同一と看做すことを図面の同一性の判断基準に盛り込んでいただくことを要望致します。</p>		
備考			

## 議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	(意匠)「秘密意匠制度」または、「公告延期制度」の導入		
重要度	◎	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>専利法第4条において、「特許出願する発明創造が国家の安全又は重大な利益に関連し、秘密保持の必要があるときは、国家の関係規定に基づいて処理をする」と記載されております。</p> <p>1. 早期権利化は出願人にとって望ましいことではありますが、一方で、意匠の模倣は容易であり、公報に意匠図面が掲載されることにより、製品発売以前に当該意匠が模倣行為に晒される等の弊害ももたらします。 また、発表前或いは発売前の製品に関する意匠が公に知られた場合、消費者が次期機種発売を待つて現行機種を買い控える等、企業の製品販売戦略に影響を及ぼすこともあります。</p> <p>2. しかしながら、以上のような弊害があっても、先願主義である以上、先願の地位を確保するために一日も早い意匠出願手続が必要であります。デザイン開発競争の激しい昨今においては、早期出願の必要性はより重要性を増しており、出願人が出願日を遅らせることで公報掲載を調整することはできない状況にあります。</p> <p>3. ビジネス環境やデザイン開発環境と意匠保護制度の調和を図ることは、内国人の出願奨励、及び海外企業の貴国進出・投資増大にもつながるものと思料し、専利法第4条に該当しない通常の意匠についても、秘密意匠制度の導入または、出願人の意思で法律に定められた特定の期間内において公告を延期できる仕組みを設けることを希望いたします。</p>		
改善希望	<p>専利法第4条に該当しない通常の意匠出願についての、「秘密意匠制度」または「公告延期制度」の導入とともに最長30ヶ月間の公報の公開延期期間を認めていただくことを希望致します。</p>		
備考	<p>日本国意匠法第14条(登録日より最大3年間の秘密請求が可能)、韓国デザイン保護法43条(登録日より最大3年の秘密請求が可能)、欧州共同体意匠規則50条1項(出願日より最大30ヶ月の公告繰り延べが可能)</p>		

## 議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	(意匠)意匠の創作非容易性の判断基準の明確化		
重要度	△	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>1. 専利法第23条第2項では、「特許権を付与する意匠は従来意匠又は従来意匠の特徴の組合せに比べて、明らかな相違がなければならない。」との項目が創設されました。</p> <p>しかしながら、この「明らかな相違」に関して、基準が不明確、又は、適用範囲が拡大し過ぎると意匠権の無効が多発し、意匠制度が無効化することを懸念しております。</p> <p>2. また、中国の意匠制度では実体審査を行わないため、先行する意匠の公知文献等の審査結果が提示されずに権利が付与されます。そのため、多様な解釈による無効審判が多発し、無用な審判請求が増加する恐れがあります。</p> <p>については、「明らかな相違」に関する具体的な運用につきましては、審査指南等により明確な基準を策定いただき、適切な運用が図れるよう希望いたします。</p>		
改善希望	<p>1. 意匠の創作非容易性の判断基準を、例えば日本の審査基準のように、適用類型、具体的事例、及び判断主体を含めた形で、審査指南にて明確に示されることを要望致します。</p> <p>2. また、「異なる物品間」の適用の是非、組み合わせる対象の数の限定の是非等についても、専利法実施細則に規定していただくことを希望するとともに、審査指南において適用事例の限定の列挙、判断手法の明示を詳細に規定し、拡大解釈適用によって意匠権が無効とされることを極力排除していただくことを要望致します。</p>		
備考	<p>&lt;関連法令&gt; 専利法第23条第2項</p> <p>日本意匠法第3条第2項では、創作非容易性に関わる判断主体を所属分野の設計者を含む「当業者」としております。</p>		

議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	(意匠)意匠出願に対する審査主義の導入		
重要度	◎	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>専利法の施行に伴い意匠に専利権評価報告書制度を導入するにあたって、中国国家知識産権局では意匠に関する検索用データベースの構築を進めていると承知しています。</p> <p>構築されたデータベースを利用することで、専利法第四十条に規定されている初歩審査において先行公知意匠や出願・登録意匠との関係において登録要件を満たす出願か否かの実体審査を行うことが可能となる環境が整備されてるものと思料致します。</p>		
改善希望	<p>権利の安定性を図るため、先行公知意匠や出願・登録意匠との関係において登録要件を満たす出願か否かの審査プロセスの導入を希望致します。</p>		
備考	<p>&lt;関連法令&gt;            実施細則第44条第1項(3)、専利法第23条第2項</p> <p>日本意匠法16条及び米国特許法131条では、意匠権の権利付与前に特許庁が審査を実施する審査主義を採用しております。</p>		

## 議題提案票（2016年）

記入者	団体名			
	担当者			
	連絡先			
対象	中国			
件名	(意匠)同一出願人による、先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠出願の許可 (改正専利法 23 条 1 項の緩和)			
重要度	◎	新規／継続	継続	
現状／問題点	<p>1. 専利法 23 条 1 項には、「意匠権を付与する意匠は、従来の意匠に該当しないものであり、また、出願日前にいかなる機関又は組織又は個人により国務院特許行政部門に出願されかつ出願日後に公告された特許書類には、同一の意匠が記載されていないものでなければならない」と規定されております。</p> <p>中国においては、同一出願人であっても、全体意匠を出願した後に部品意匠を出願すると、いわゆる拡大された先願により拒絶、無効の各理由とされ、保護を受けることができません。(専利法 23 条 1 項、実施細則 44 条 3 項、同 65 条 2 項)</p> <p>そのため、デザイン開発において、製品全体、個々の部品の順に順次デザインが決定されていく開発実態に合わせて適時に出願することが困難となっています。</p> <p>2. また、近年の模倣品被害の増加を背景に、市場において成功した製品デザインの独自性の高い部分のみ模倣するといった模倣に対抗するための、部品意匠の意匠権の取得が戦略的に行えないといった問題が発生しています。</p> <p>3. 日本においては、平成 19 年施行の改正法により、同一出願人による後願の部品意匠について、いわゆる拡大された先願により拒絶されることなく、登録を受けることが可能となりました。(日本意匠法第 3 条の 2 但書き)</p> <p>したがって、日本において全体意匠→部品意匠の順で出願し、それぞれの優先権を主張して中国に出願しようとする、優先権主張により中国出願日も全体意匠→部品意匠の順になってしまうために、後願の部品意匠が拒絶、無効理由を有するという問題があります。</p> <p>つきましては、部品意匠の適切な保護を図り、優先権主張に基づく部品意匠出願の保護を可能とするため、同一出願人による後願の部品意匠について、拒絶、無効理由の対象から除外いただくことを希望いたします。</p>			
改善希望	同一出願人による出願の場合、先願意匠の一部と同一又は類似の、後願の部品意匠(先願の完成品を構成する部品意匠)について、専利法 23 条 1 項の規定が緩和され、自己の出願に係る後願(部品意匠)が、保護されることを要望致します。			
備考	【参考】日本、台湾、韓国の意匠法においては、緩和規定が設置され、或いは、改正案として設置が予定、議論されている。(日本意匠法 3 条の 2 但書、台湾専利法 123 条但書、韓国デザイン法(2014.1.1 施行予定案)34 条 3 項但書)			

議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	(意匠)意匠の権利保護期間の長期化		
重要度	◎	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>専利法改正草案第四十二条において、「意匠権は 15 年とする。」との提案により、権利期間の延長が検討されていることを歓迎致します。</p> <p>しかしながら、意匠権は、最初の権利の類似範囲で、次世代、次々世代製品へ継承されたデザインを保護するものが多数あり、その実施期間は「出願日から15年」の期限をもってしても不十分な場合があります。この場合、デザインの市場価値がまだあり、企業にとってもブランド価値を有し財産価値の高い重要な権利であるにもかかわらず満了してしまうこととなります。</p>		
改善希望	意匠の権利保護期間を出願から20年間に延長いただくことを要望致します。		
備考	日本では2006年の意匠法改正により、設定登録から20年の権利保護期間が付与されております。また、欧州においては出願から25年、米国でも登録から14年の権利保護期間がそれぞれ設定されております。(次頁の表を参照)		

\* 意匠権の権利存続期間

権利期間	起算日が出願日	起算日が登録日
10年	中国(CN), インドネシア(ID), タイ(TH), サウジアラビア(SA), アラブ首長国連邦(AE), チリ(CL)	イラク(IQ), モンゴル(MN), オーストラリア(AU), カナダ(CA)
11年		
12年	中国台湾(TW)	
13年		
14年		
15年	バングラデッシュ(BD), ヨルダン(JO), カンボジア(KH), クウェート(KW), ラオス(LA), スリランカ(LK), マレーシア(MY), フィリピン(PH), ベトナム(VN), イスラエル(IL), シリア(SY), アルゼンチン(AR), メキシコ(MX)	米国(US), インド(IN)※1, ネパール(NP), シンガポール(SG), イエメン(YE), 南アフリカ(ZA)※2
16年		
17年		
18年		
19年		
20年	韓国	日本(JP)
21年		
22年		
23年		
24年		
25年	中国香港(HK), パキスタン(PK), トルコ(TR), 欧州共同体(EM), オーストリア(AT), スイス(CH), ドイツ(DE), スペイン(ES), フランス(FR), 英国(GB), イタリア(IT), ポルトガル(PT), ロシア(RU), ブラジル(BR)	

※ 1 優先権主張出願については優先日起算

※ 2 登録日若しくは公表日の早い方が起算日で、美的意匠が15年、機能的意匠は10年

議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	(意匠)意匠の実施行為の拡大(「使用」の追加)		
重要度	○	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>1. 専利法第11条第1項では、発明と実用新案については、実施行為として、「製造」、「使用」、「販売の申出」、「販売」及び「輸入」の5つが規定されていますが、同条第2項では、意匠の実施行為は「製造」、「販売の申出」、「販売」及び「輸入」の4つが規定され、意匠については今回の改正で「販売の申出」が実施行為に追加されましたが、「使用」については依然として実施行為とされておりません。</p> <p>2. 発明及び実用新案との整合を図るべく、意匠の実施行為として「使用」の追加を要望します。</p>		
改善希望	意匠の実施行為として「使用」を追加することを要望致します。		
備考	日本意匠法2条3項では意匠の実施行為として、「使用」が規定されています。		



## 議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	覆審通知書、及び無効宣告請求審査通知書への応答期限の長期化		
重要度	○	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>1. 覆審委員会から発せられた覆審通知書に対しては、現行専利法実施細則 63 条に基づいて覆審請求人は意見を陳述する機会が与えられています。この意見陳述の応答期間については審査指南第四部分第二章 4.3 において、覆審通知書受領の日から1ヶ月と定められております。</p> <p>一方、審査段階においては、第一回の審査意見通知書に対する応答期限は4ヶ月と定められております（審査指南第二部分第八章 4.10、4.11）。</p> <p>覆審通知書を受領した覆審請求人としては、審査意見通知書受領時と同様に覆審通知書を十分に理解した上で意見を陳述することが望まれます。しかしながら、外国出願人は中国代理人を介して覆審通知書を受領し、また翻訳を行うなどのプロセスが必要となることから、1ヶ月という応答期間は非常に厳しいものとなっています。</p> <p>2. また無効宣告請求審査通知書に対しても、現行専利法実施細則 68 条 2 項に基づいて意見陳述する機会が与えられていますが、この応答期間は 1 ヶ月以内と定められています（審査指南第四部分第三章、4.4.3）。この期間も前記1同様、特に外国人には非常に厳しいものと言わざるを得ません。</p>		
改善希望	<p>覆審通知書に対する覆審請求人の応答期限を現行の1ヶ月から、4ヶ月程度としていただきたい。</p> <p>あわせて、無効宣告請求審査通知書に対する当事者の応答期限についても長期化していただきたい。</p>		
備考	<p>1. 日本：拒絶査定不服審判における拒絶理由通知への応答期間は審判長が指定します。原則として通知から60日、在外者は3ヶ月となっており、審査官・審判長の職権で延長が可能となっています（特許法 50 条、5条）。</p> <p>米国：appeal における審査官からの examiner's answer に対する reply brief の提出期間は、通知から2ヶ月が原則となっています。（37 CFR 1.193(b)(1)）</p> <p>2. 日本：無効審判における応答期間についても、同様に原則として通知から60日、在外者は3ヶ月となっています。</p>		

議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	(商標) 不正出願の抑止施策の強化		
重要度	◎	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>改正商標法第7条により誠実信用の原則が追加されたこと、および第15条により代理人又は業務提携等の関係があった者による悪意の先登録を防止する規定が導入されたことを歓迎いたします。しかしながら、未だ外国の著名な企業名、製品名、地理的名称などに対し、外国企業の代理店契約締結を強制するために、あるいはフリーライドを目的とし、あるいは譲渡対価を目当てに等の妨害目的を持った不正出願が後を絶たない状況にあります。</p> <p>事実、日本著名商標に対する不正出願には、出願人企業の事業範囲外の商品を指定した上記不正目的であることが明らかな出願が多く存在する旨の報告もあります。「不正目的の使用」、「悪意」を有する出願が登録となり、これを付した製品が上市され、関連公衆や市場経済での誤認混同を招いている状況を鑑み、これらの対策による出願登録排除が最優先課題と考えます。</p>		
改善希望	<p>このような不正出願に対し、以下の対策を希望致します。</p> <p>①悪意による不正出願と疑わしい出願は、冒認された名称の中国での使用にかかわらず、不登録事由とし、審査段階で拒絶する（商標法32条に関する審理基準改正）</p> <p>②当事者系の取消・係争裁定費用の敗訴者負担原則 当事者系の取消・係争裁定費用につき、敗訴者負担とすることで無用な裁定が減少することが予想され、また、裁定件数の減少により審理の迅速化の一助となり得ると考えます。</p>		
備考			

## 議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	（商標）認定を受けた馳名商標を真似た出願への審査運用		
重要度	◎	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>改正商標法第13条、第14条により、馳名商標保護の制度が確立され、馳名商標の定義及び馳名商標認定の基準、処理期限が明確にされたことを歓迎いたします。しかしながら依然として第三者による不正な商標出願は後を絶たないため、今後も馳名商標制度の活用を含めて、権利者による積極的な異議申立が行われると考えます。現状 自社のブランドをフリーライドした第三者による悪質な商標出願に対して、ブランド保護の観点から異議申立てを行い、権利化を阻止しています。多大な労力を費やして獲得した馳名商標認定後も、第三者による不正な商標出願は後を絶たず、公告となったそのような商標を見つけては、その都度異議申立を行っているのが現状です。登録商標の非類似商品に対する異議申立には、著名であることを証明する大量の証拠の提出が課せられ、多くの資源を要しますし、中国当局側にもその都度審査を行うために相応の負担が掛かっていることも推察されます。</p>		
改善希望	<p>1. 審査段階での中国商標法第13条2項、3項の適用において「認定を受けた馳名商標を複製、模倣又は翻訳した商標の非類似商品への出願には、拒絶理由に基づく審査意見書の提出機会を当該出願人に与え、出願人自身に誤認混同を生じていないこと、および商標権者の利益を害さないことの立証責任を負う」としていただくことを要望します。</p> <p>2. 馳名商標の「個別認定の原則」を維持しつつも、他の案件で馳名商標登録を受けた商標について、別事案で馳名商標認定を求めた場合、先の馳名商標登録の事実を示すことで、同一の証拠の提出を免除するなど、先の馳名商標の認定時期を勘案した上で、立証負担を軽減するような運用を希望します。</p>		
備考			

## 議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	（商標）外国著名商標を真似た商標を不登録事由に追加		
重要度	◎	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>現在、中国では、外国企業の著名商標が、当該企業の扱っていない指定商品・役務の分野で他人により複製、模倣又は翻訳され、出願・登録されるケースが多発しております。</p> <p>正当な権利者である外国企業は、自社ブランドを希釈化から守るとともに、中国消費者の誤認・混同による損害を未然に防ぐために、馳名商標認定に基づく異議申立や無効審判を提起しておりますが、こうした審理には3～4年の時間を要しており、また、中国内での著名性立証という高いハードルを乗り越える必要があるために、外国企業にとっては過度の負担を強いられることになっております。</p>		
改善希望	<p>商標法第11条の商標不登録事由に「外国著名商標を複製、模倣又は翻訳した商標」を加え、審査段階で拒絶できること、又は、異議申立、および無効審判の根拠とすることを希望致します。</p> <p>また、情報提供制度など、審査に関連する情報を第三者が提供できる仕組みを設けていただければ、外国での著名商標に関する情報を審査で活用できる環境が作れると思っておりますので、あわせてご検討いただくことを希望致します。</p>		
備考			

議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	(商標) 早期審査・早期審理制度の導入（及び商標審理の迅速化の実現）		
重要度	○	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>現状早期審査・早期審理について制度上では存在しておらず、特に医薬品名称については、商標法上で商標登録であることが義務とされており、厚生当局（SFDA）では依然として登録商標でなければ名称として使用できないとされているため、早期に登録できる仕組みが求められています。</p>		
改善希望	<p>緊急性を要する商標登録出願については通常の出願の審査あるいは通常の前審理の遅延に対する措置として、一定の条件のもとに早期審査及び早期審理を行うことを希望致します。これにより早期権利化の社会的要請に応えられるものと思料致します。</p> <p>例えば、医薬品名称については、申請予定のものについては早期審査の対象の理由の一つにする等早急に対応を検討いただくよう強く希望致します。</p> <p>また、国家工商行政管理総局による商標審査アシスタントの採用等により、審査滞貨問題を解消するように対応されている最中ですが、私共と致しましては、上記理由からこの対応措置が適正に着実に実行されることを期待致します</p>		
備考			

議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	(商標) 在外出願人に対する応答期間等の延長		
重要度	○	新規／継続	継続
現状／問題点	在外者においては中国弁護士からの連絡・応答や翻訳、郵送等に時間を要するケースが多く、実質的に検討可能な時間が短く限られてしまうために、十分な検討や証拠収集等の対応ができないうちに応答せざるを得ないような状況にあります。		
改善希望	<p>各々の応答期間について海外に居所または住所のある在外者に対してはより長い日数を規定するよう希望致します。</p> <p>特に、拒絶査定、異議決定に対して再審査請求をするまでの法定期間が15日では、在外者が、十分な検討時間を確保することは困難であります。在外者については、少なくとも1ヶ月程度の応答期間を設定頂くことを希望致します。</p>		
備考	<p>&lt;関連法令&gt;</p> <p>中国商標法 34 条（拒絶査定不服請求期間）          中国商標法 35 条（異議決定不服請求期間）          中国商標法 44 条（登録商標無効決定不服請求期間）</p>		

議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	（商標）審査における情報提供制度の導入		
重要度	○	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>商標の不正使用の事例において、非類似と看做される態様で商標出願して登録を確保し、使用時には当該登録商標の態様を変更して他人の商標権侵害となるような使用をする事例が現在も多く、実際にこのような商標の不正使用は、商標権侵害行為で取り締まり強化を図っていただいております。</p>		
改善希望	<p>他人の商標権侵害となるような不正使用の情報等を商標の審査の段階で、第三者が提供できる情報提供制度を導入し、悪意を持って出願された商標を審査で拒絶できる仕組みを希望します。</p> <p>情報提供制度は、審査の的確性及び迅速性の向上が期待できるだけでなく、悪意による商標出願の公告を未然に防止することにより、商標異議申立数の低減化も期待できるものと考えます。</p> <p>また、識別力の有無の判断についても、情報提供制度は有用であると考えます。</p>		
備考			

議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	(商標) 出願審査における拒絶理由通知の発行		
重要度	○	新規／継続	継続
現状／問題点	拒絶査定前に商標局から出願人に「審査意見書」を提出する機会が認められていますが、商標局が「説明又は修正する必要があると認める場合」との限定条件があり、すべての拒絶理由に対して「審査意見書」が出願人に提出されることになっておりません。		
改善希望	拒絶すべき理由がある場合には、すべての出願人に対して「審査意見書」を提出する審査プロセスの導入を希望致します。		
備考			



議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	(商標) 不使用取消し時における当事者系審判としての運用変更		
重要度	○	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>現行商標法においては、商標権者の3年不使用については何人も取り消しを求めて請求できることになっているが、当事者系の審判ではないため、請求人はその使用立証にかかる証拠、又は不使用にかかる正当な理由の内容を知ることが法律上認められていません。実際の実務では代理人が商標局で確認を行っているものの、請求人には反論の機会がありません。請求人に使用立証にかかる証拠の確認および反論の機会を付与することは、公正な使用に関する行政側の監視負担の軽減にも繋がるものといえます。</p>		
改善希望	<p>そこで、使用の立証責任は現行とおり商標権者が負いつつ、請求人に反論の機会等を付す当事者系の審判へと運用を改めていただくことを要望いたします。</p>		
備考	<p>&lt;関連法令&gt; 中国商標法第49条2款</p>		

議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	（商標）共存同意書制度の導入		
重要度	△	新規／継続	継続
現状／問題点	中国では同意書制度が明文化されておらず、拒絶査定になってしまった場合、評審委員会において、被引用商標権者との共存同意書が、公衆に混同を与えない事を条件に斟酌される可能性はあるが、制度上明文化された裏付けがありません。		
改善希望	被引用商標権者が共存に同意した場合は、類似する商標の登録を認める同意制度を制定上明文化することを希望致します。 更に、共存同意書の提出時期は、現在の拒絶査定時のみではなく、出願時にも認めていただくことを希望致します。		
備考			

## 議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	（商標）類似商標の分離移転		
重要度	○	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>中国では登録後の権利移転の際にも類似関係の商標が存在していないか審査されるため、類似商標の分離移転が認められておらず、使用許諾にて対応しなければならないのが現状です。</p> <p>かかる事情により使用許諾を選択した場合、①工商行政管理局へ模倣品摘発を要請する際に商標権者からの委任状を求められたり、また訴訟となると商標権者自身が原告になることを要するため、商標権者に分離移転できればなかった負担を強いている、②使用許諾契約書中に「商標権者による品質管理」の規定が必須となり実態に合わないことが多い、③商標権の更新の時期に使用許諾の再登録も要するところそれ自体煩雑であったり、手続のタイミング上、使用権登録の空白期間が生じ易い、といった不具合が現実には生じています。</p>		
改善希望	<p>類似関係にある商標の分離移転を認めていただくことを希望致します。</p> <p>日本では、分離移転によって誤認混同が生じた場合は、取消審判請求を行うことが出来ることを担保として分離移転を認めております。通常、当事者は誤認混同を生じる恐れがある場合、分離移転には合意しないので誤認混同が生じないという当事者の判断を尊重し、日本と同様に商標の分離移転を認めていただくよう希望致します。</p>		
備考			

議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	(商標) 標章変更禁止規定の廃止 (商標法第 24 条、第 49 条 1 款)		
重要度	○	新規/継続	継続
現状/問題点	<p>現行商標法では、登録商標がその標章を変更する必要がある場合には、新たに登録商標を出願しなければならない旨が規定されております。(商標法第 24 条)</p>		
改善希望	<p>新たな商標を登録するかどうかは使用者の自由意志に委ねるべきで、登録出願を義務付けるべきではなく、当規定の廃止を希望します。</p> <p>また、登録商標の使用に際し、無断で登録商標を変更した場合については、取消事由となっております(商標法第 49 条 1 款)。使用者は使用する商標の態様変更を行うことがあり、そのような場合に直ちに登録商標が取消事由となることは、国内外を問わず使用者の過度の負担となります。取消事由としては 3 年不使用もあることから、当規定の廃止を希望します。</p> <p>なお、本規定が、「変更する必要がある場合」ではなく、「変更する必要がある、かつ保護を求める場合」には、別途登録商標を出願しなければならない旨の規定に修正されるのであれば、問題は解消されるものと思料致します。</p>		
備考			

議題提案票（2016年）

記入者	会社名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	(商標) 商標権の分割移転		
重要度	◎	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>商標法改正により、一部指定商品拒絶に対する手段として分割が認められ、迅速な権利取得が実行できるようにしていただいたことを歓迎致します。一方では、登録後については従前同様、商標権の分割移転を認める規定がありません。</p> <p>現状、他人同士の商標がバッティングした場合、先登録権利者に、指定商品の一部の自主的削除を申し入れるか、不使用取消審判で先登録の指定商品の一部削除を求める手段をとっていますが、いずれの手段も、当事者間の友好的な解決手段とは言えず、解決までに時間もかかります。また、不使用取消審判の増加は、評審委員会等の負担増にもつながっているものと推察します。一方、コンセントという友好的解決手段もありますが、商標局、評審委員会等が認めなければ後願は拒絶となるため、確実な手段ではありません。</p> <p>更に、使用については、使用許諾により対応していますが、工商行政管理局へ模倣品摘発を要請する際に商標権者からの委任状が必要となり、また訴訟となると商標権者自身が原告になることを要するため、商標権の分割移転が認められないことにより、商標権利者および使用権利者の双方に負担が生じています。</p>		
改善要望 (次善の改善 提案も可)	<p>非類似間の商品・役務にかかる商標登録後の分割移転は、消費者の誤認混同が生じることなく運用できるものと思料致しますので、分割移転を可能とする制度を早急に整備いただきたくお願いします。</p>		
関連する 法令等	<関連法令>		
備考 (日本又は他 国の状況等)			

議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	(商標) 包括的な表現での指定商品・役務の記載許可		
重要度	○	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>現在、指定商品・役務を記述する場合には、包括的な表現記載（例：12類「四輪自動車の部品・附属品」、3類「せっけん類等）は許可されず、個別具体的な商品を用途別に1点1点記述しなければいけない運用がなされております。（例：「～用ホイール」、「せっけん、シャンプー」など）</p>		
改善希望	<p>現状よりも少し包括的な表現での指定商品・役務の記載が許可される（例：「～の部品・附属品」、「せっけん類」（固形、液体を問わない）など）制度・運用とするよう希望致します。</p> <p>これら包括名称の採用により、出願人としては、出願時に商品・役務を具体的に表示する不便さが軽減されるため、出願書面作成時間を短縮できるメリットがあるほか、指定商品・役務数が減ることによって審査官の審査の負担が緩和され、審査の早期化にも繋がるものと思料致します。</p> <p>また、出願料金に関しても指定商品・役務の記載数に応じてではなく、区分単位での一律料金設定とするよう併せて希望致します。</p>		
備考	<p>&lt;関連法令&gt; 中国商標法 22 条</p>		

## 議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	（商標）類似商品役務審査基準に未掲載の商品・役務の記載許可、商標指定商品/役務分類にかかる分類表改訂プロセスの改善		
重要度	○	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>1. 現在、指定商品・役務を記述する場合には、貴国の類似商品役務審査基準に掲載の表現以外は該基準掲載の表現への補正又は削除が求められます。それに従い補正した商品・役務は実際の商品・役務を指し示すとは理解され難しく、また包含すらされないこととなる事もあります。</p> <p>類似商品役務審査基準は商品・役務指定の平準化を図るための重要な指針となることは評価しますが、経済取引や技術の進歩・変遷に応じて様々な商品・役務が世に出現するためこの基準で世上に存する全ての商品・役務も網羅することは不可能です。*特に斯かる変遷、多様化の激しい商品分野や元々基準での例示が実存する役務種類数に比して格段に少ないと思われる35類、42類などで顕著です。</p> <p>また、審査時に補正した指定商品が、不使用取消審判で実際の商品への使用と看做されず、取り消されることも懸念されます。</p> <p>2. 分類表の改訂により、過去非類似であった商品／役務に類似関係が生じるようになったことが公表後に認識することになるケースがあり、業界で権利関係に混乱を招くことがある。</p>		
改善希望	<p>1. 審査基準に未掲載の商品・役務について、審査官においてそれが世上存在し且つ願書記載の商品・役務名で通用しているか否かをインターネット等を駆使して確認できればその表現のまま認めていただくことを希望致します。一方、前記確認では適正な商品・役務表現か否かを判じ難い場合は出願人に説明の機会を付与願いたい。</p> <p>また、現行分類表に掲載されていない新分野の商品／役務の記載も改訂時に合わせてご検討いただくことも希望します。</p> <p>2. 分類表の改訂プロセスにおいて、改訂案に対して国内外ユーザに広く意見を求め意見反映の機会を設けていただくとともに、改訂案公表前に国内外への周知を図っていただくことを希望します。</p>		
備考	現状／問題点1について、日本では、分類表未記載の新分野の指定商品／役務の記載を、審査で認めた場合には、特許庁ウェブサイトのデータベースに掲載し、全ユーザに公示、検索できるシステムを提供しております。		

議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	(商標) 指定商品の類似群コードの付与と類否判断の改善		
重要度	◎	新規/継続	継続
現状/問題点	<p>古い商標登録には指定商品の一部又は多くについて類似群コードが付与されていないことが少なくありません。また、指定商品を積極表示（中国「類似商品和役務区分表」に未掲載の使用対象商品を願書の指定商品項へ積極的に記載すること）した場合においてもその商品について類似群コードが付与されないことが多く見られます。</p> <p>このことを原因として、類似群コードが付与されていない商品と同一又は類似の商品を指定した第三者の同一又は類似商標が登録されてしまうことがあります。</p>		
改善希望	<p>1. 類似群コードを漏れなく付与して頂くことを希望します。</p> <p>2. 類似群コードが付与されていない指定商品・役務についても、その実質を審査することにより、その指定商品・役務と類似の商品・役務を指定する類似商標を拒絶する運用を審査段階から実施して頂くことを希望します。</p>		
備考			



## 議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	（商標）商標局データベースの改善		
重要度	◎	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>貴局ウェブサイトで公開中の商標検索データベースにおいて、以下の問題がユーザより指摘されております。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 商標情報掲載時期 出願されてから情報掲載まで約6ヶ月間がかかっているケースがある。</li> <li>2. 接続性             <ol style="list-style-type: none"> <li>①商標局データベースの検索画面（主として「商標近似査詢」「商標総合査詢」）へ繋がりにくいことが多い。</li> <li>②検索画面に繋がった後も、検索条件入力に少しでも間が空くと直ぐにタイムアウトになってしまう。</li> </ol> </li> <li>3. ブラウザ等の制限             <ol style="list-style-type: none"> <li>①中国語漢字商標の検索が、特定のインターネットブラウザでしか実施できない。</li> <li>②検索結果のコピー&amp;ペーストが特定のインターネットブラウザでしか実施できない。</li> </ol> </li> <li>4. レイアウト 例えば、検索された商標の指定商品の全体を見る場合に、指定商品欄をクリックして別途の画面を開く必要がある等、使い勝手が悪い。</li> <li>5. データの正確性             <ol style="list-style-type: none"> <li>①書誌事項の間違が多い。</li> <li>②同じ商標登録のデータについて、中国語版ページと英語版ページの内容が不一致のことがある。</li> <li>③出願した商標が忠実に再現されていないことがある。</li> </ol> </li> </ol>		
改善希望	<p>以下の点の改善を希望致します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ブラインド期間の大幅短縮化</li> <li>2. 接続の安定化</li> <li>3. ブラウザの種類に依存しない機能の実現</li> <li>4. レイアウトの改善</li> <li>5. データの正確化</li> </ol>		
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本ではブラインド期間は凡そ1ヶ月</li> <li>・日本では上記2、3、4、5に問題は殆ど聞かれない。</li> </ul>		

議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	（商標）商標権設定登録前の金銭的請求制度の創設		
重要度	△	新規／継続	継続
現状／問題点	近年、出願から査定までの時間は短縮されてきておりますが、出願人は商標権設定登録まで商標の模倣による莫大な損害に対する救済手段がありません。		
改善希望	日本商標法第13条の2に相当する規定を設け、権利付与を条件に、出願から登録までの間の模倣による業務上の損失に相当する額の金銭の支払いを請求できる制度の創設を希望致します。		
備考			

議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	(商標) 出願書類の公開		
重要度	◎	新規／継続	継続
現状／問題点	出願書類・異議申立関連書類（以上、商標局所轄）、再審査・審判関連書類（以上、評審委員会所轄）一式が非公開とされているため、商標局による審査内容や出願人による応答内容などを参考とした使用可否、識別性、類否、不使用取消可能性などの判断材料収集ができません。		
改善希望	上記出願書類等の閲覧・取得を可能として頂くことを希望します。		
備考	日本では請求により閲覧・入手可能（有償） 米国では USPTO ウェブサイトから無償で閲覧・入手可能		

議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	形態模倣(デッドコピー)の規制強化(1) ～「商品形態」の追加列挙～		
重要度	○	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>反不正当竞争法5条(2)では、周知商品の特有の名称、包装、装飾が列挙されていますが、「商品の形態」が包装又は装飾に含まれていないと解されています。</p>		
改善希望	<p>商品のデザインは多額の資本、創意工夫の下に開発されるものであり、デザインの優劣は製品の売りに直結するため、模倣からの保護の必要性は高いと考えます。</p> <p>そこで、商品形態の模倣が不正競争行為に含まれることが直接的に分かるように明示して頂くようお願い致します。具体的には、形態模倣規制の際の要件の一つを規定した反不正当竞争法5条(2)に、「商品の形態」を追加列挙して頂きたいと考えます。</p>		
備考	<p>&lt;関連法令&gt;</p> <p>反不正当竞争法5条(2)</p>		

## 議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	形態模倣(デッドコピー)の規制強化(2) ～「誤認・混同」要件の削除～		
重要度	△	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>1. デッドコピー規制の重要性: 商品のデザインは、多額の資本、創意工夫の下に開発され、また、需要者もデザインの優劣で商品選択することが多く、製品の売りに直結するため、企業間の競争において重要な位置づけを持ちます。デッドコピーは他人の商品デザインにただ乗りするものであり、公正な競争の観点から禁止されるべきものです。実際に、工業製品、部品などの分野においても、展示会等を通じて知れた形態がデッドコピーされているという指摘もあります。</p> <p>2. 反不正当竞争法5条(2)の文言上の問題: 反不正当竞争法5条(2)では、他人の商品の名称、包装、装飾を使用し、かつ「需要者に誤認・混同が生じた場合」に不正競争行為となります。よって、他人の商品デザインのデッドコピーであっても、模倣者自身の商標を付している場合等、需要者が誤認・混同しない場合、「非侵害である」という結論となります。これでは、多額の資本、創意工夫の下に開発された商品デザインのデッドコピーを容易に許すこととなり保護として不十分と考えます。</p>		
改善希望	<p>デッドコピー規制における反不当競争法の重要性: 商品デザインはライフサイクルが短いため、全ての製品について意匠権を取得することは現実的に困難です。よって、ライフサイクルの短い商品デザインについては、反不当競争法による保護が最も現実的であると考えます。</p> <p>商品形態のデッドコピーを禁止するため、反不正当竞争法5条(2)の「需要者の誤認・混同」を削除して頂くようお願い致します。</p> <p>また、日本の不正競争防止法では、「3年」という権利行使期間の制限はあるものの、需要者の誤認・混同を要件とせず、デッドコピーを禁止しています(2条1項3号、19条1項5号)。また、欧州には無登録意匠制度(Unregistered community design)があります。これらの法制度は、需要者の誤認・混同を防止するという観点だけではなく、ライフサイクルの短いデザインをデッドコピーから保護し、優れたデザインを開発した者に対する投資回収の機会の確保や優れたデザインを創作する意欲を高める必要性を考慮した制度であり、また他国の法制度との調和の観点から、中国においてもこれらの制度と調和がとれた制度を構築して頂きたいと考えます。</p>		
備考	<p>&lt;関連法令&gt; 反不正当竞争法5条(2)</p> <p>日本の不正競争防止法(2条1項3号、19条1項5号)</p>		

議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	反不正競争法改正における、識別力ある「型番」等の保護について		
重要度	◎	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>反不正競争法 5 条では、他人の登録商標、周知商品の名称、包装、装飾、他人の企業名称などの保護が図られていますが、「識別力を備えた文字、型番等」が保護の対象となるかは判然としません。</p>		
改善希望	<p>反不正競争法において、識別力を備えた文字、型番、部品番号、材料ID等を保護いただきたくお願いします。</p> <p>わが国の不正競争防止法は、商標については登録されているかに関わらず識別力を備えていれば「商品等表示」に該当するとして保護され、商標法が保護しない型番のような文字列であっても、その文字が識別力を備えた場合には「商品等表示」に該当するとしています。</p> <p>無制限に保護すべきというのではなく、識別力を備えた文字列については型番含めて反不正競争法上の保護を与えるべきと考えます。また、巧妙な模倣を対策するためにも、保護対象は拡大すべきであると考えます。</p>		
備考	<p>&lt;関連法令&gt; 反不正競争法 5 条</p> <p>日本 不正競争防止法2条1項1,2号</p>		

議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	反不正競争法改正における、ドメインネーム取得等行為の禁止の追加		
重要度	△	新規／継続	継続
現状／問題点	従来より加害目的でドメインを取得・使用がされる事例が多数存在します。		
改善希望	<p>他人の著名な商標と同一若しくは類似するドメインネームの登録自体を CNNIC が受け付けないことが最も望ましいのですが、そのようなことは日本でも行われてはいません。もっとも、日本では、この取得する行為等については不正競争行為に該当する場合もあり、抑止効果があると考えます。</p> <p>中国の反不正競争法においても、ドメインネームの図利加害目的で取得等する行為に対して不正競争行為の一類型としていただきたくお願い申し上げます。</p> <p>地域属性ドメインや、無線ドメインといったドメインが雨後の筍のように登場し、これを監視する負担も増加していることから抑止力を高めるためにも立法化を要請します。</p>		
備考			

## 議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	間接侵害規定の新設		
重要度	◎	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>現行専利法では間接侵害規定がありませんが、専利法改正草案(送審稿)第 62 条で間接侵害規定を追加されたことを歓迎いたします。なお、以下の点については引き続き懸念点として考えられますので、さらなる検討を希望します</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権利行使のハードルが高い点</li> </ul> <p>専利法改正草案の第 62 条では、間接侵害となる態様として「専利の実施に用いられる(専利方法に属する)と知りながら」が必須要件として記載されております。</p> <p>例えば、特殊な受信機を備えたテレビ受像機に専利権が付与されている場合に、特殊な受信機がテレビにしか使用できない、いわゆる「専用品」であったとしても、侵害者が「知りながら」販売したことを十分に証明されていないことを理由に間接侵害が認定されず、専利権者の保護が十分に機能しない可能性が懸念されます。</p>		
改善希望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・間接侵害の規定として「知りながら」の要件削除を希望します。</li> </ul>		
備考	<p>日本においては特許法101条、実用新案法28条、意匠法38条において間接侵害を専利権侵害の予備的行為として規定し、直接侵害と同様に扱っております。</p> <p>さらには平成 18 年改正において、行為者の主観を要件としていわゆる専用品ではなくとも、特許権侵害とみなすことの出来る規定を導入するなど、間接侵害規定を補充することで特許権の保護の強化を図っています。</p>		



## 議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	特許の実施行為への「輸出」の追加（専利法 11 条）		
重要度	△	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>現行の専利法 11 条においては、特許の実施行為として「製造」「使用」「販売の申し出」「販売」「輸入」は規定されているものの、「輸出」はこれに含まれていない。このため侵害物品の輸出に対して、確実な差し止め等を行うことができず、こうした行為を看過せざるを得ない場合があるのではないかという懸念がある。例えば中国国内における販売が秘密裏に行われた場合や立証できない場合等には、水際において侵害品の存在を把握できたとしても差し止め等の措置を講じることができない。また、模倣品が製造国から中国において積み替えられ、第三国へ輸出されるような場合にも措置を講じることが出来ない。</p>		
改善希望	<p>専利法 11 条に規定されている特許の実施行為に「輸出」を加えていただくことを希望する。</p>		
備考	<p>日本：従来は特許の実施行為として「輸出」は規定されていなかった。しかし 18 年年度改正において、前記と同様の趣旨によりこれが加えられた。          米国：米国特許法第 271 条 (a) において、明文上、輸出を侵害行為とは規定していないが、判例では、米国内から外国への侵害物品の譲渡について、販売行為として米国内で交渉や契約が行われた場合、第 271 条 (a) の侵害行為「販売 (sells)」に該当するとされている<sup>3</sup>。なお、米国の外で交渉や契約が行われた場合には、「販売 (sells)」に該当せず、侵害行為とはならないものとされている<sup>4</sup>。</p>		

議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	「競争への不利な影響等を取り除くことを目的とする強制実施許諾」の基準の明確化		
重要度	△	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>専利法第48条第2号によれば、「特許権者による特許権の行使行為が法に基づき独占行為であると認定され、当該行為によってもたらされる競争上の不利な影響を解消するか、又は減少させる場合」に、国家知識産権局は、実施条件を備えた企業等の請求に基づき、強制実施許諾を与えることができる旨の規定が新設されました。この「法に基づき」の「法」とは、2007年8月に公布され、2008年8月から施行されている独占禁止法などを指すものと理解しておりますが、この独占禁止法の第55条では、「経営者が知的財産権を濫用し、競争を排除、制限する行為については本法を適用する。」と規定するのみであり、どのような行為が第三次改正専利法第48条第2号に規定する「独占行為」に該当するかにつき、具体的な判断基準が公表されておられません。</p>		
改善希望	<p>知的財産の利用に関する独占禁止法上の制限行為に関していかなる行為が独占行為にあたるのかについて具体的な判断基準ないし運用指針を明確にさせていただくことを希望します。</p>		
備考	<p>日本では、公正取引委員会が運用基準関係の指針を公表しています。</p>		

議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	侵害訴訟の時効について		
重要度	△	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>専利法68条、商標権侵害訴訟に関する法釈[2001]32号18条、著作権侵害訴訟に関する法釈[2001]31号28条等では、知的財産権侵害訴訟の訴訟時効は2年とし、権利者又は利害関係者が権利侵害行為を知った又は知り得た日より起算するものとして規定されています。これは民法通則の規定に合わせたものと理解しております。</p> <p>しかしながら、専利権のような知的財産権は、侵害するであろう相手の想定は困難であり、その侵害者行為を知ることは容易ではありません。</p> <p>侵害行為の存在を知らなかったにもかかわらず、知り得た日から時効が進行することは、権利者にとって不利であることは言うまでもありません。</p> <p>いつが知り得た日であるかは、個別事案によるところが大きく、権利行使の判断が不安定になるという問題点が存在します。広大な中国のどこか一部の市場において侵害品が出回った場合であっても、その日が、権利者が権利侵害行為を「知り得た日」とであると解されるならば、権利者に著しい負担を強いることとなります。</p>		
改善希望	<p>知的財産権に関する侵害訴訟時効の起算日としての「(権利者または利害関係人が侵害行為を)知り得た日」の定義を明確にし、一地方での小規模な公然実施などが時効の起算事由にならないようにして頂くことを希望いたします。</p>		
備考			

## 議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	請求項毎の権利行使		
重要度	△	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>日本、韓国では、一件の専利に複数の請求項がある場合、請求項毎に権利行使が可能です（日本特許法185条、韓国特許法215条）。</p> <p>つまり、複数の請求項のうち、一部の請求項に無効理由が存在しても、他の請求項の有効性が維持できるのであれば、その有効な請求項に基づいて侵害訴訟などを行うことができます。</p> <p>しかし、中国では、法律中にこのような条項がなく、一件の専利に複数の請求項がある場合、その全ての請求項が一体の専利権として取り扱われています。このため、複数の請求項を有する専利で権利行使をする場合に、一部の請求項に無効理由が存在すると、無効審判を請求され、審理が停止することもあり、迅速な紛争解決が行われない可能性があります。</p> <p>また、請求項毎に専利権があるものとし、無効理由のない請求項だけで権利行使をすることができれば、無用な無効審判の審理をすることもなく、中国の負担を軽減することにも繋がります。</p> <p>一方、江蘇省高級人民法院からの問い合わせに対する 2008 年11月の最高人民法院の回答（(2007)民三他字第 10 号）では、「当事者が独立クレームを放棄し、自らの意思で従属クレームを選択した場合は、裁判所はこれを認めなければならない」としており、上記懸念にある程度配慮されております。しかしながら、この回答は裁判所の判断の指針とはなっても、地方の管理専利工作部門での侵害事件の処理請求における判断を直接拘束するものではありません。</p>		
改善希望	<p>一件の専利に複数の請求項がある場合、請求項毎に専利権があることを専利法中で規定していただき、裁判所、管理専利工作部門のいずれにおいても、他の請求項の有効性にかかわらず、その請求項自体が有効であれば権利行使が可能であることを明確にさせていただき、ご検討をお願い致します。</p>		
備考	<p>日本特許法185条、韓国特許法215条では、一定の事由については請求項ごとに特許権があると規定されております。</p>		

議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	知的財産専門の高級人民法院の創設		
重要度	◎	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>専利に関する訴訟は高い専門性が要求されることから、事件の第一審を審理する知的財産権法院が北京、上海、広州に設立された（2014年）と承知しておりますが、その上訴審は、知的財産法院の所在地の高級人民法院が審理するとされております。この点、司法判断の安定性と予見可能性の観点からはまだ改善の余地が有ると考えます。すなわち、事実的な最終審である高級人民法院は、依然、複数個所あり、各高級人民法院の法的判断を統一することは困難が伴うものと思慮いたします。</p> <p>従って、高級人民法院レベルの知的財産専門法院の創設について引き続きご検討頂くことを希望いたします。</p>		
改善希望	<p>北京・上海・広州の中級人民法院は設立されたものの、知的財産に関する法院の判断統一化のため、高級人民法院レベルの知的財産専門法院を創設することを希望いたします。</p>		
備考	<p>日本においては知的財産高等裁判所を設置し、米国においても CAFC を設置することにより、知財事件に係る判断の統一を図っています。</p>		

議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	専利権侵害訴訟における被告の立証期間の確保		
重要度	○	新規／継続	継続
現状／問題点	<p><u>(1)中国における関連法規</u>          中国の2013年に改正された民事訴訟法では、第125条、第268条で、専利侵害訴訟における被告の答弁書提出期間が定められ(内国人:15日、外国人:30日)、在外者にあつては期間の延長申請が可能であることが規定されています。</p> <p><u>(2)中国における専利侵害訴訟</u>          中国における、知的財産権民事事件は急激に増加しており、2013年の専利侵害訴訟は約1万件となっています。侵害訴訟を正しく審理することが、中国の知的財産強化戦略上大変重要な状況と考えます。</p> <p>しかし、専利侵害訴訟では権利/技術の理解などに期間を有するため、上記のような答弁書提出/証拠提出のためには相応の期間が必要であり、十分な時間を掛けることが可能な原告と比較し、被告は非常に短期間で立証(侵害成否に関わる証拠、無効宣告請求の提起)を強いられることとなり、被告に著しく不利な状況となる可能性があります。</p>		
改善希望	<p>専利権に係わる訴訟では、法院が指定する立証期間を、たとえば最低60日とし、事件の性格、被告の所在地などに応じて法院が更に延長可として、被告の立証期間を確保して頂くことを希望します。</p>		
備考	<p>&lt;関連法令&gt;          「最高人民法院による、民事訴訟に関する若干の規定（最高人民法院关于民事诉讼证据的若干规定）」（法释(2001)第33号）第33条</p> <p>日本：日本においては、民事訴訟法第157条1項により、時機に遅れない限りは追加立証が可能。</p>		

議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	国家知識産権局の意匠登録公報検索・表示機能の拡充		
重要度	△	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>1. 中国では、毎年多くの意匠登録を認めており、データベースに蓄積された文献も日々増加しています。</p> <p>日本ユーザは、「分類」と「物品名」をキーワードに検索することが多いのですが、「物品名」の多様な表現により対象の絞込みに苦慮しております。せめて「物品名」の英語検索ができれば、用語の統一又は一部統一が実現でき、検索演算で「and, or, not」機能を利用することにより、必要な情報に絞り込むことができますので、利便性が高まるものと思料致します。英語による検索を可能とすることにつき、ご検討いただければ幸いです。</p> <p>2. また、意匠権は図面を閲覧しつつ権利を特定する作業が必要ですが、現在のシステムでは検索結果一覧に図面が表示されないことから、検索されたすべての登録を閲覧しなければなりません。</p> <p>その結果、多くの閲覧時間を費やすとともに、多くの人間が同時にアクセスせざるを得なくなり、システムのレスポンスも悪くなります。</p> <p>検索結果一覧に登録番号等とともにサムネイル形式の図面が1図面表示されるだけでも利便性は向上するものと考えます。ご検討いただきますようお願い致します。</p>		
改善希望	<p>1. 意匠についても英語による検索を可能とさせていただくことを希望致します。</p> <p>2. 検索結果一覧にサムネイル形式の図面を表示することで、閲覧対象件の抽出が更に容易になります。利便性向上のために検索結果一覧に図面表示の導入を希望致します。</p>		
備考			

議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	外国から中国への技術ライセンス契約における特許保証責任の緩和		
重要度	○	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>技術輸出入管理条例第24条第3款によれば、中国が外国から技術を輸入するライセンス契約においては、中国ライセンサーがライセンス技術を使用した結果、第三者の特許権などを侵害した場合に、外国ライセンサーが例外なく責任（いわゆる特許保証責任）を負うと規定している。</p> <p>しかしながら、外国ライセンサーが第三者権利を漏れなく調査してライセンス技術が第三者権利を侵害しないことを事前に確認するのは事実上不可能であり、その責任をすべて外国ライセンサーに負わせることは酷であり、外国企業が中国企業に技術ライセンスする際の障害のひとつとなっている。</p> <p>尚、中国が外国へ技術を輸出するライセンス契約については、技術輸出入管理条例は特許保証責任を規定しておらず、特許保証責任を当事者間で約定可能とする合同法第353条が適用されるので、技術輸出入管理条例第24条第3款は、技術輸入契約と技術輸出契約の間で特許保証責任に関して公平とはいえない。</p>		
改善希望	<p>技術輸出入管理条例第24条第3款の削除を希望する。</p> <p>条例第24条第3款の削除が困難な場合は、合同法第353条のように特許保証責任を当事者間で約定可能とするよう条例第24条第3款を改正することを希望する。</p>		
備考	<p>&lt;関連法令&gt;          技術輸出入管理条例第24条第3款          合同法第353条</p>		



議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	外国から中国への技術ライセンス契約における改良技術帰属の制限緩和		
重要度	○	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>技術輸出入管理条例第27条によれば、中国が外国から技術を輸入するライセンス契約においては、ライセンス技術の改良技術は例外なく改良当事者に帰属すると規定している。従って中国ライセンシーによる改良技術は、ライセンス技術の寄与度などを問わず中国ライセンサーの単独帰属となる。</p> <p>しかしながら、改良技術はライセンス技術があってはじめて創造されるものであって、ライセンス技術の寄与度を無視してライセンシーによる改良技術を一律にライセンシーの帰属とすることは、外国企業が中国企業に技術ライセンスする際の障害のひとつとなっている。</p> <p>尚、中国が外国へ技術を輸出するライセンス契約については、技術輸出入管理条例は改良技術の帰属を規定しておらず、改良技術の帰属を当事者間で約定可能とする合同法第354条が適用されるので、技術輸出入管理条例第27条は、技術輸入契約と技術輸出契約の間で改良技術の帰属に関して公平とはいえない。</p>		
改善希望	<p>技術輸出入管理条例第27条の削除を希望する。</p> <p>条例第27条の削除が困難な場合は、合同法第354条のように改良技術の帰属を当事者間で約定可能とするよう条例第27条を改正することを希望する。</p>		
備考	<p>&lt;関連法令&gt;          技術輸出入管理条例第27条          合同法第354条</p>		

## 議題提案票（2016年）

記入者	団体名		
	担当者		
	連絡先		
対象	中国		
件名	事後的悪意者による営業秘密の不正使用・開示の規制明確化について		
重要度	△	新規／継続	継続
現状／問題点	<p>反不正競争法第10条2項には、「第三者は前項に該当する違法行為であることを知りながら或いは知りうる場合、他人の営業秘密を獲得し使用し或いは披露した場合、営業秘密を侵害するとみなされる」と規定しておりますが、本条項が想起する典型的な場面は、第三者が前項の違法行為に該当することを「営業秘密の取得時点」で既に知っている（知りうる）場合と思われます。</p> <p>一方、営業秘密の取得時点では、違法な取得行為が介在したことを知らなかったとしても、その後何らかの事情でその事実を知るというケースは多々あり得ると思われれます。</p> <p>しかし、このようなケースが反不正競争法10条2項に含まれるのかについては、解釈上の疑義を生じるおそれがあると憂慮しております。なぜならば、いつの時点で違法行為が介在した事実を知っている必要があるのか法律上明記されていないためです。例えば、営業秘密の取得時点で違法な取得行為が介在したことを知らなければ本項の適用対象とはならないと狭く解釈すれば、上記行為は営業秘密の侵害とはみなされないこととなります。</p>		
改善希望	<p>第三者が不正取得行為等の介在について善意・無重過失で営業秘密を取得し、その後悪意・重過失に転じた場合、悪意・重過失となった後にその営業秘密を使用・開示する行為を不正競争に含めるように、規定を明確化又は新設していただきたいと思います。</p> <p>近年、営業秘密保護のニーズは非常に高まっておりますが、いかなる行為が営業秘密侵害に該当するかを法律上明確に示すことは、営業秘密侵害の抑止効果の点で有益と考えられます。この点で、わが国においては、不正競争防止法上、営業秘密の取得時点では、違法な取得行為が介在したことを知らなかったとしても、その後何らかの事情でその事実を知った場合、その後に営業秘密を使用・開示する行為を違法とする旨を、条項を分けて明確に規定しています。</p> <p>そこで、第三者が不正取得行為等の介在について善意・無重過失で営業秘密を取得し、その後悪意・重過失に転じた場合、悪意・重過失となった後にその営業秘密を使用・開示する行為を不正競争に含めるように、規定を明確化していただきたくお願い申し上げます。</p>		
備考	<p>&lt;関連法令&gt;                  反不正競争法第10条2項                   日本 不正競争防止法2条1項5～9号</p>		